

網 監 査 第 2 1 号
令和 6 年 8 月 1 4 日

網走市長 水 谷 洋 一 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 栗 田 政 男

令和 5 年度 経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

令和5年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和5年度	水道事業会計
同	簡易水道事業会計
同	下水道事業会計
同	網走港整備特別会計
同	能取漁港整備特別会計

2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月13日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	(会計の名称)	比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
①	水道事業会計	資金不足比率	－ (%)	－ (%)	20 (%)
②	簡易水道事業会計	資金不足比率	－ (%)	－ (%)	20 (%)
③	下水道事業会計	資金不足比率	－ (%)	－ (%)	20 (%)
④	網走港整備特別会計	資金不足比率	－ (%)	－ (%)	20 (%)
⑤	能取漁港整備特別会計	資金不足比率	－ (%)	－ (%)	20 (%)

(2) 会計別意見

① 水道事業会計	算定の結果、資金不足は計上されない。
② 簡易水道事業会計	算定の結果、資金不足は計上されない。
③ 下水道事業会計	算定の結果、資金不足は計上されない。
④ 網走港整備特別会計	算定の結果、資金不足は計上されない。
⑤ 能取漁港整備特別会計	算定の結果、資金不足は計上されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。